

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名 印

電話番号

〔 法人にあつては、その名称、所
在地及び代表者の氏名 〕

美 容 所 開 設 届

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届けます。

- 1 美容所の名称及び所在地
- 2 美容師法第12条の3第1項に規定する美容所にあつては、管理美容師の氏名及び住所
- 3 美容所の構造及び設備の概要
- 4 美容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名
- 5 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨
- 6 開設予定年月日
- 7 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称
- 8 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法(昭和22年法律第234号)第11条第1項の届出がされている場合(7に該当する場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。)は、当該理容所の開設予定年月日

注1 美容師については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書を添付すること。

2 美容師法第12条の3第1項に規定する美容所については、当該美容所の管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類を添付すること。

3 開設者が外国人の場合にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)を添付すること。